

公の施設に係る指定管理者の候補者の選定について

1 要旨

環境県民局が所管する次の施設の指定管理者について、広島県指定管理者選定委員会での審査を踏まえ、候補者を選定した。

2 対象施設

	広島県民文化センター	牛小屋高原公園施設
所在地	広島市中区大手町	山県郡安芸太田町大字横川
施設の設置目的	芸術文化活動、展示会等のためにホール、展示室、その他の施設及び附属設備を県民の利用に供することにより、県民の文化の振興に資する。	すぐれた風景地である自然公園の利用の増進を図り、もって県民の保健、休養及び教化に資する。
募集概要	募集要項の配布期間：令和4年7月19日～令和4年9月20日 申請の受付期間：令和4年9月5日～令和4年9月20日	募集要項の配布期間：令和4年7月19日～令和4年9月20日 申請の受付期間：令和4年9月5日～令和4年9月20日
応募者数	2者	1者
審査の概要	広島県指定管理者選定委員会文化部会において、応募者から提出された事業計画書などの提案内容を、審査基準に基づき審査した。	広島県指定管理者選定委員会自然公園部会において、応募者から提出された事業計画書などの提案内容を、審査基準に基づき審査した。
指定期間	令和5年4月1日～令和10年3月31日	令和5年4月1日～令和10年3月31日
指定管理者の候補者	RCC文化センター・イズミテクノホールマネジメントグループ共同事業体	株式会社恐羅漢

3 個別施設の候補者の選定等について

詳細は別紙1，別紙2のとおり

広島県民文化センターに係る指定管理者の候補者の選定について

文化芸術課

広島県民文化センターの指定管理者について、広島県指定管理者選定委員会文化部会（以下「文化部会」）での審査を踏まえ、指定管理者の候補者を次のとおり選定した。

1 指定管理者候補者

候補者	RCC 文化センター・イズミテクノホールマネジメントグループ共同事業体
代表者	株式会社 RCC 文化センター 代表取締役社長 武田 信晃
住所	広島県広島市中区橋本町5番11号
指定期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日（予定）
申請提案額	373,200千円（予定）

【選定理由】

文化部会において、応募者から提出された事業計画書など、提案内容を審査基準に基づき審査を行った。

選定の主な理由として、指定管理者の候補者は、

- ・「Ⅱ 利用促進、新たなイベント提案」では、利用実態を踏まえた企画の提案及び新たな利用者の獲得に向けた企画の提案
- ・「Ⅳ 申請者の経営状況・信頼性」では、職員の多能化の取組や、事業計画に沿った人員体制の提案
- ・「Ⅴ 申請者の取組姿勢」では、自主事業の一環として県内各地の神楽公演への誘導策を提案するなど、公共性を意識しながら地元文化の振興に取り組む姿勢

などが、優れていると評価された。

2 施設の概要

所在地	広島県広島市中区大手町1丁目5番3号
施設の設置目的	芸術文化活動のためホール、展示室その他の施設及び附属設備を県民の利用に供することにより、文化振興に資する。
現指定管理者	RCC 文化センター・イズミテクノホールマネジメントグループ共同事業体

3 応募者（順番は申請順）

応募者名		所在地	代表者名
A	RCC文化センター・イズミテクノホール マネジメントグループ共同事業体	広島県広島市中区橋本町5番11号	武田 信晃
	株式会社RCC文化センター	広島県広島市中区橋本町5番11号	武田 信晃
	株式会社イズミテクノ	広島県広島市西区商工センター2丁目3番1号	本田 雅彦
B	広島県民文化センター共同企業体	広島県広島市中区田中町2番10号	今井 誠則
	東洋観光株式会社	広島県広島市中区田中町2番10号	今井 誠則
	太平ビルサービス株式会社	東京都新宿区西新宿6丁目22番1号	狩野 伸彌
	株式会社インターグループ	大阪府大阪市北区豊崎3丁目20番1号	小谷 寿平
	株式会社陸地コンサルタント	広島県東広島市西条大坪町8番27号	佐々木 仁志

4 広島県民文化センター指定管理者選定状況

(1) 文化部会委員

部会長	原田 英樹（広島県環境県民局文化芸術課長）
委員	倉光 健二（倉光社会保険労務士事務所 社会保険労務士）
	林 昭治（広島県文化団体連合会幹事）
	原田 季采（広島経済同友会常任幹事）
	百武 ひろ子（県立広島大学大学院経営管理研究科 教授）
	藤本 寛之（藤本公認会計士事務所 公認会計士） ※ 委員の順番は50音順

(2) 審査基準及び結果等

施設の設置目的を達成するためには、様々な取組等により、絶えず施設の利用促進に向けて取り組んでいく必要があるという観点から、『Ⅱ 利用促進, 新たなイベント提案』及び『Ⅳ 申請者の経営状況・信頼性』に特に重点をおいて審査を行った。

審査基準	審査の項目	配点 ウエイト	応募者 (※応募者名は3のとおり)		評価及び選定理由
			A	B	
I 利用者サービスの向上・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・開館時間, 休館日などは, 利用者のニーズに的確に応えたものか ・施設及び付属設備の利用について円滑に管理運営される見込みか ・利用者等からの要望や苦情等への的確な対応ができるか ・利用者の安全対策が取られているか(緊急時の避難体制等を含む) ・個人情報の取扱いが適切に行える見込みか ・利用者が快適に施設を使うことができる取組があるか 	15	10.5	7.0	<ul style="list-style-type: none"> ○Aはこれまでの管理実績のほか, キャッシュレス導入等のサービス提案が評価された。 ○Bは防犯カメラの設置など安全対策の提案は評価されたが, 夜間の臨時休館の設定に関して, 日によって利用時間が変わるのは混乱するという意見や, 夜間利用促進のためにも良いとはいえないなどの意見があった。
Ⅱ 利用促進, 新たなイベント提案	<ul style="list-style-type: none"> ・目標設定は適切かつ現実的か ・利用促進策は目標の達成に繋がる取組か ・施設の効用を拡大する取組があるか ・魅力的な提案がなされているか ・「欲張りなライフスタイル」等, 県施策への協力等に係る考え方はどうか ・特定の者等に有利な利用とならないか 	20	16.7	9.3	<ul style="list-style-type: none"> ○Aは利用実態を踏まえた企画提案や利用率の設定に加え, 新たな利用者獲得に向けた企画提案及びその実現性が評価された。 ○Bは新たな視点からの提案は評価されたが, 利用率の設定や収入の目標設定において実現性に不安要素があるとされた。
Ⅲ 維持管理水準の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の修繕や設備交換に関する取組がなされているか ・警備・清掃等は仕様書基準を満たしているか ・設備・機器等の保守点検は仕様書基準を満たしているか 	15	9.5	9.5	<ul style="list-style-type: none"> ○A Bとも, 仕様書基準を満たしていると評価された。 ○Aは不具合マップの作成など, 施設の維持管理に対する姿勢が評価された。 ○BはA I の活用等による省エネルギーに係る提案が評価された。

IV 申請者の経営 状況・信頼性	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者サービスの向上, 施設の利用促進に繋がる体制が構築されているか ・安全管理, 労災面に配慮した体制が構築されているか ・責任者常駐の有無等, 責任体制は確保されているか ・有資格者, 経験者の配置状況は適切か ・業務や安全管理等に対する職員研修等の充実度はどうか ・再委託を行う場合の内容及び委託先は適切か ・不測の事態への対応(保険等)はどうか ・申請者の財務状況は健全か 	20	14.7	8.7	<p>○Aは財務状況が健全と評価された他, 職員の多能化の取組や, 事業計画に沿った人員体制の提案が評価された。</p> <p>○Bは運営体制及び人員体制等に不安要素があるとされた。</p>
V 申請者の取組 姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の目的・公共性の理解度はどうか ・事業計画やプレゼンにおける申請者の取組姿勢はどうか 	10	8.0	4.0	<p>○Aは自主事業のひろしま神楽定期公演の一環として県内各地の神楽公演への誘導策を提案するなど, 公共性を意識しながら地元文化の振興に取り組む姿勢が評価された。</p> <p>○Bは構成企業間の連携等に不安要素があるとされた。</p>
VI 申請提案額 (金額評価)	<p>最低提案額/申請提案額×10 (※ 小数点第1位まで求める。小数第2位切捨て) (指定管理期間の全体額(5年間分を合算))</p> <p>なお, 申請者の提案額が, 管理費用基準額を上回る場合は失格</p>	10	10.0	9.9	<p>○AがBよりも低額であった。</p> <p>申請提案額 A: 373,200千円 B: 373,500千円</p>
VII 申請提案額の 実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・申請提案額と事業計画は整合しているか ・収支計画書の内容は適切か 	10	7.3	2.3	<p>○Aは事業計画に整合した収支計画の提案が評価された。</p> <p>○Bは提案内容と収支計画に整合性のない部分があり, 実現性に不安要素があるとされた。</p>
合計点数		100	76.8	50.8	

※本結果は, 6名の委員の平均点によるものである。

牛小屋高原公園施設に係る指定管理者の候補者の選定について

自然環境課

牛小屋高原公園施設の指定管理者について、広島県指定管理者選定委員会自然公園部会（以下「自然公園部会」）での審査を踏まえ、指定管理者の候補者を次のとおり選定した。

1 指定管理者候補者

候補者	株式会社恐羅漢
代表者	代表取締役 川本 泰生
住所	広島県山県郡安芸太田町大字横川 740 番地 1
指定期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日（予定）
申請提案額	12,575千円（予定）

【選定理由】

自然公園部会において、応募者から提出された事業計画書など、提案内容を審査基準に基づき審査を行った。

その結果、「I 利用者サービスの向上・確保」において、利用者の快適性を高める取組や、「V 申請者の取組姿勢」において、地域や関係団体と連携した広報やイベント実施などが優れていると評価された。

2 施設の概要

所在地	広島県山県郡安芸太田町
施設の設置目的	すぐれた風景地である自然公園の利用の増進を図り、もって県民の保健、休養及び教化に資する。
現指定管理者	株式会社恐羅漢

3 応募者

応募者名	所在地	代表者名
株式会社恐羅漢	広島県山県郡安芸太田町大字横川 740 番地 1	川本 泰生

4 牛小屋高原公園施設指定管理者選定状況

(1) 自然公園部会委員

部会長	鶴田 昌史（広島県環境県民局自然環境課長）
委員	児玉 裕子（一般社団法人地域商社あきおおた事業副本部長） 菅田 裕二（安芸太田町産業観光課長） 櫃田 仁史（櫃田仁史公認会計士事務所 公認会計士） 百武 ひろ子（県立広島大学大学院経営管理研究科 教授） 前田 章湖（前田社会保険労務士事務所 社会保険労務士） ※ 委員の順番は50音順

(2) 審査基準及び結果等

施設を利用した環境学習や野外活動イベントの提案など、積極的な利用促進の観点から、「Ⅱ 利用促進、新たなイベント提案」に重点をおいて審査を行った。

審査基準	審査の項目	配点 ウエイト	応募者 (※応募者名は 3のとおり)	評価及び選定理由
I 利用者サービスの向上・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・開館日、利用時間などは、利用者のニーズに的確に答えたものか ・施設及び付属設備の利用について円滑に管理運営される見込みか ・利用者等からの要望や苦情等への的確な対応ができるか ・利用者の安全対策が取られているか（緊急時の避難体制等を含む） ・個人情報の取扱いが適切に行える見込みか 	15	12.0	○利用者へのアンケートや対面でのヒアリングにより把握した要望に基づき、施設の清掃や草刈りの頻度を増やすなど、利用者ニーズに対応する姿勢が評価された。
Ⅱ 利用促進、新たなイベント提案	<ul style="list-style-type: none"> ・利用状況等の目標設定は適切かつ現実的か ・利用促進策、利用者増への取組がなされているか ・広報活動等に係る内容（計画）は適当か ・施設の効用発揮のための魅力的な提案がなされているか ・県施策への協力等に係る考え方はどうか ・特定の者等に有利な利用とならないか ・施設を利用した環境学習、野外活動のイベント提案がなされているか 	20	13.3	○地元食材を使ったピザづくり体験やアマゴのつかみ取り、しいたけ栽培等、自然環境を活かしたイベントを実施し、施設の利用促進に取り組む提案が評価された。

III 維持管理水準の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 施設の修繕や設備交換に関する取組がなされているか 警備・清掃等は仕様書基準を満たしているか 設備・機器等の保守点検は仕様書基準を満たしているか 	15	11.0	○定期的な各施設の巡回・点検により、施設の修繕・維持管理を適切に実施する提案が評価された。
IV 申請者の経営状況・信頼性	<ul style="list-style-type: none"> 職員の執行体制（安全管理・労災）が安定し、配置数は適正か 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用率の達成 責任者常駐の有無等、責任体制は確保されているか 有資格者、経験者の配置状況は適切か 業務や安全管理等に対する職員研修等の充実度はどうか 再委託を行う場合の内容及び委託先は適切か 不測の事態への対応（保険等）はどうか 財務状況は健全か 	15	11.5	○過去5年間においても、黒字運営を継続しており、安定的な運営が見込まれることや、スキー場との一体的運営により、柔軟な職員配置を行うことなどが評価された。
V 申請者の取組姿勢	<ul style="list-style-type: none"> 施設の目的・公共性の理解度はどうか 地域や関係団体等との連携体制が取れるか 事業計画やプレゼンにおける申請者の取組姿勢はどうか 	15	13.5	○安芸太田町や地元観光団体と連携した広報やイベント開催により、リピーターのみならず、新たな利用者を集客していく姿勢が評価された。
VI 申請提案額（金額評価）	<p>最低提案額/申請提案額×10 （※ 小数点第1位まで求める。小数第2位切捨て） （指定管理期間の全体額（5年間分を合算）） なお、申請者の提案額が、管理費用基準額を上回る場合は失格</p>	10	10.0	○提案額は、県の示した管理費用基準額と同額であった。 管理費用基準額：62,875千円 ＝申請提案額
VII 申請提案額の実現性	<ul style="list-style-type: none"> 申請提案額と事業計画は整合しているか 経費の効率化の方策の内容はどうか 収益増への取組内容はどうか 	10	6.7	○隣接するスキー場を活用した新たなイベントの実施など、周辺施設と一体となり、施設の利用者増につなげる事業計画が評価された。
合 計 点 数		100	78.0	

※本結果は、6名の委員の平均点によるものである。